

静岡県内で機械や設備等に 挟まれて死亡する災害が続発！

機械安全化の原則を徹底してください！

◎本質安全の原則

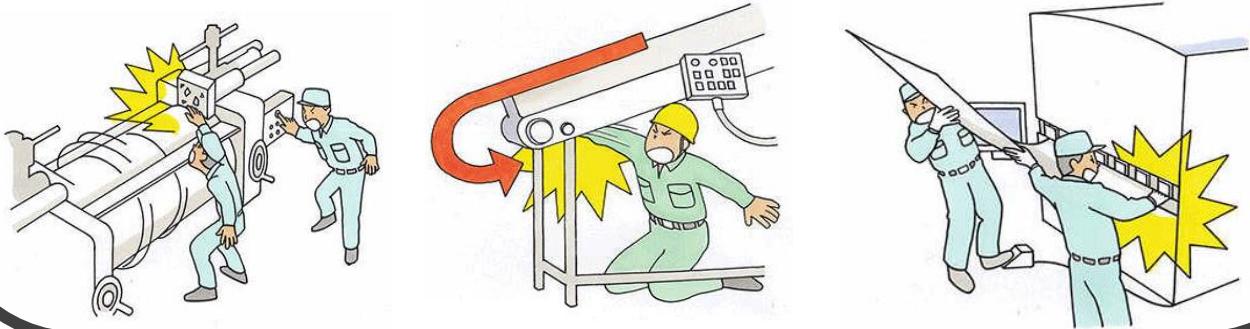
機械の危険個所（危険源）を除去する、人に危害を与えない程度にする。

◎隔離の原則

カバーや柵等を設けて、機械の稼働範囲に身体が入らないようにする。

◎停止の原則

機械の稼働範囲での作業は、機械を確実に停止させてから行うようとする。



静岡県内において令和8年で、はさまれ・巻き込まれによる死亡災害がすでに3件も発生しています。



図-1 はさまれ・巻き込まれ災害の年別労働災害死傷者数の推移 資料：労働者死傷病報告



静岡労働局・労働基準監督署

20260201作成

はまれ・巻き込まれ災害の特徴

死亡災害速報
(静岡労働局管内、H29~R8)

特徴 1

全業種の中で**製造業**が最も多く「はまれ・巻き込まれ」災害が発生しています。

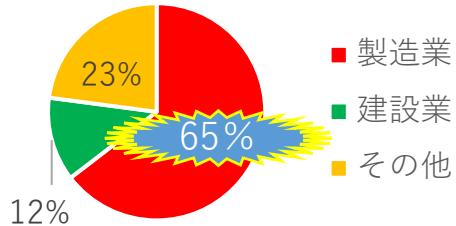


図-2 業種別発生状況

特徴 2

死亡災害は労働者が**29人未満の事業場**で6割以上が発生しています。

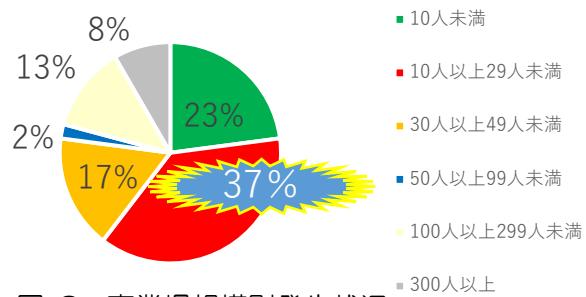


図-3 事業場規模別発生状況

特徴 3

起因物としては**一般動力機械**と動力運搬機で7割以上を占めています。

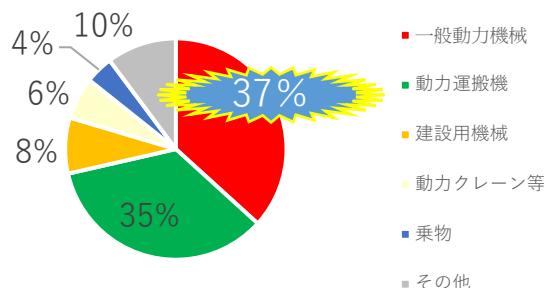


図-4 起因物別発生状況

特徴 4

機械等の清掃、点検等の作業において多くの災害が発生しています。

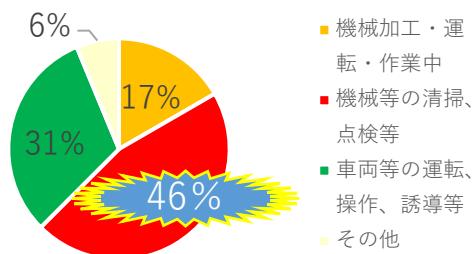


図-5 作業別発生状況

※一般動力機械とは、遠心機械、混合機、粉碎機、ロール機、射出成型機、印刷用機械、産業用ロボット等をいう。

動力運搬機とは、トラック、フォークリフト、軌道装置、コンベア、ローダー、ストラドルキャリヤー、不整地運搬車、無人搬送車等をいう。

特徴 5

「はまれ・巻き込まれ」災害の5割以上が**経験年数10年未満**の労働者です。

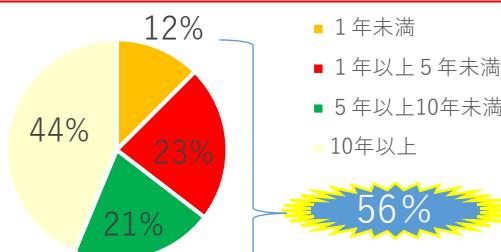


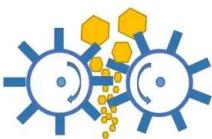
図-6 経験期間別発生状況

その他

- ・発生月は、**1月**9件、**12月**7件、**2月**と**9月**6件の順に多いです。
- ・ここ10年間(48件中)で4件は**外国人**です。
- ・ここ10年間(48件中)で4件は**派遣労働者**です。
- ・ほとんどが**男性**です。(48件中45件)

災害事例

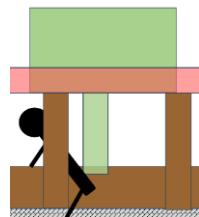
発生状況 1



被災者と同僚Aの2名で、プラスチックの廃棄物をロールクラッシャーにて破碎する作業を終えた後、同僚Bがロール部分の排出側に残っていた廃棄物に気付き取り除こうとしていた。その様子に気付いた同僚Aが、機械を動かせば取り除けると考え、同僚Bに起動スイッチを押させたところ、ロールの上部にいた被災者が下半身等を巻き込まれたもの。

	原因	対策
1	巻き込まれる可能性のある位置で直接作業を行ったこと。	作業方法を見直し、治具を用いて巻き込まれる可能性のない箇所で作業すること。（本質安全の原則）
2	他の労働者が破碎機に巻き込まれる恐れがあるにもかかわらず、破碎機の運転を行ったこと。	他の労働者が近づいていないことを確実に確認し、運転を行うこと。（隔離の原則）
3	他の労働者が破碎機を起動させないようにするための措置が講じられていなかったこと。	操作盤に運転停止の表示を行うこと。（停止の原則）

発生状況 2



表面処理装置内の走行モーター付運搬装置が停止している旨の異常ランプが点灯していたため確認したところ、当該装置内の運搬装置と同装置のフレームとの間に、胸部をはさまれた状態の被災者が発見された。被災者は一人で表面処理装置の給水配管の交換修繕作業を行っていた。

	原因	対策
1	はさまれる可能性のある位置で作業を行ったこと。運搬装置の動力が人に危害を与える力であったこと。	作業位置の見直し、運搬装置の動力の低減等を検討すること。（本質安全の原則）
2	上記稼働範囲に立ち入った場合に動作を停止するような安全装置等が取り付けられていなかったこと。	稼働範囲に立ち入れないようにインターロック付の柵等を設置すること。（隔離の原則）
3	運搬装置を停止せず、当該装置の稼働範囲に立ち入ったこと。	保全作業を行うときは、運転を停止すること。（停止の原則）

発生状況 3



被災者は、建設現場に持ち込まれていたクローラダンプの荷台の油圧装置に作動不良が認められたため、出張して修理を行っていた。被災者を呼びに来た当該現場作業員がクローラダンプの荷台と車体の間に身体の大部分が挟まれた状態の被災者を発見した。

	原因	対策
1	荷台の降下を防止する安全支柱等を使用しなかったこと。	荷台の下に入るときは、安全支柱等を確実に使用すること。（本質安全・隔離・停止の原則）
2	機械の修理に係る作業標準書等を作成していなかったこと。	機械の修理に係る作業標準書等を作成すること。
3	関係労働者に十分な安全衛生教育を行っていなかったこと。	関係労働者に十分な安全衛生教育を行うこと。

※災害事例に添付している画像はイメージです。

「はまれ・巻き込まれ」災害防止チェックリスト

「はまれ・巻き込まれ」災害防止編

No.	チェック項目	該当なし	はい	いいえ
1	現状の作業方法は本当に適切ですか。もっと安全な作業方法はありませんか。			
2	機械の動力は適切ですか。必要以上の出力になつていませんか。			
3	人の体、手指等が機械の危険源に接近・接触できないようになっていますか。			
4	開閉するカバーにはインターロック（リミット）スイッチを設けていますか。			
5	機械を停止して調整等の作業を行う場合は、他の労働者が再稼働させないように表示を行っていますか。			
6	「運転停止」、「はまれ・巻き込まれ危険」などの表示は、作業者が目に付く位置・色で掲示されていますか。			



機械設備の点検・清掃は必ず機械を停止してから行いましょう！
回転部分、駆動箇所にはカバーをつけましょう！



Check!



Check!

「機械の包括的な安全基準に関する指針

機械安全規格を活用して災害防止を進めるためのガイドブック

ヒューマンエラーの防止

- ・指差し呼称による安全確認を徹底する
- ・ヒヤリ・ハット事例を収集し労働者に共有する

ミスを減らすことはできますがゼロにすることはできません



職場の安全サイト内に、イラスト付きでヒヤリ・ハット事例が掲載されています！



- ・KYT（危険予知トレーニング）などで安全衛生教育を実施する